

② 本人収入(3年平均)

本人収入においては、最も平均金額が少ないのは「年金未受給・無職・独居」の者であり、106.3万円であった。次に「年金未受給・無職・同居」の169.4万円、「年金受給・無職・独居」の175.0万円であった。

単位:万円

	人数	平均金額	最小値	最大値
年金未受給・無職・独居	8	106.3	25.0	225.0
年金未受給・無職・同居	6	169.4	25.0	325.0
年金未受給・有職・独居	14	195.8	25.0	758.3
年金未受給・有職・同居	21	285.3	75.0	725.0
年金受給・無職・独居	15	175.0	75.0	408.3
年金受給・無職・同居	21	300.0	25.0	683.3
年金受給・有職・独居	44	318.8	25.0	983.3
年金受給・有職・同居	94	363.4	25.0	1000.0

③ 収入・支出(3年平均)

収入・支出（収入から支出を差し引いた金額）に関しては、最も平均金額が少ないのは「年金未受給・無職・独居」の者であり、-16.1万円であった。次に「年金未受給・無職・同居」の5.8万円、「年金未受給・有職・独居」の13.0万円であった。

単位:万円

	人数	平均金額	最小値	最大値
年金未受給・無職・独居	7	-16.1	-89.0	67.0
年金未受給・無職・同居	4	5.8	-13.0	28.3
年金未受給・有職・独居	14	13.0	-550.0	584.3
年金未受給・有職・同居	15	201.6	-291.7	898.0
年金受給・無職・独居	14	73.9	-35.0	254.3
年金受給・無職・同居	18	160.9	-148.3	809.7
年金受給・有職・独居	39	204.7	-115.0	789.0
年金受給・有職・同居	61	208.9	-275.0	793.7

第3章 障害者及び関係団体へのヒアリング結果

第3章 障害者及び関係団体へのヒアリング結果

まえがき ー本章の主旨ー

今回のようなアンケート調査ではややもすると“現在”という一時点の状態の把握となりかねない。また、一人一人の生活というよりも557というデータから分析した数字が並ぶ。したがって、障害者本人へのヒアリングでは、年金を受給していない障害者にヒアリング調査依頼することによって、障害を受けてから年金を受給していない今日に至るまでの経年的ないし本人の生活変容を事例として取りまとめた。このことにより調査結果をより深化させて、障害者のおかれている実態の理解に資することができると考えた。

また、本調査の対象者が国立身体障害者リハビリテーションセンター等の修了者というやや限定された母集団となっていることもあるため、何よりも障害者の生活実態を最もよく把握している関係団体から多くの示唆をいただくために障害者関係団体へのヒアリングを実施した。

1 障害者へのヒアリング事例からみた障害者の生活像

平成 15 年 7 月に、障害者本人へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の実施に際しては、国立身体障害者リハビリテーションセンターの専門職の方々に調査実施協力をお願いした。

身体障害者手帳等級上からは障害年金受給に該当していると思われるものの、実際は障害年金を受給していない障害者に対して、現在の生活状況等を電話での聞き取りを行った。特に、障害の発生から年金を受給していない今日に至るまでの過程を把握することに注目した。

これらの調査結果を事例として 11 件を取りまとめた。

○ 事例の紹介（11 件）

事例① 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、視覚障害

事例② 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、視覚障害 ※生活保護受給

事例③ 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、肢体不自由

事例④ 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、肢体不自由

事例⑤ 国立別府重度障害者センター経由、
国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、肢体不自由

事例⑥ 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、肢体不自由

事例⑦ 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、内部障害・肢体不自由

事例⑧ 国立別府重度障害者センター経由、
国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、肢体不自由

事例⑨ 国立伊東重度障害者センター修了、肢体不自由 ※授産施設入所

事例⑩ 国立伊東重度障害者センター修了、肢体不自由 ※授産施設入所

事例⑪ 国立身体障害者リハビリテーションセンター修了、肢体不自由 ※生活保護受給

事例 1

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 女性 ・ 40歳
- 2) 障害の種類 視覚障害
- 3) 障害名 網膜色素変性症
- 4) 初診日・年齢 昭和61年7月 23歳時
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 平成4年3月6日交付 28歳時
平成12年5月6日再交付 36歳時
- 6) 手帳障害名・等級
網膜色素変性症による両視野狭窄10度以内・視能率95パーセント以上損失
2級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 5年8ヶ月
- 8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
生活訓練課程 平成4年10月～平成5年2月
一般リハ課程 平成5年2月～平成5年8月
理療教育課程 平成11年4月～平成14年3月
- 9) 就労の状況
あん摩マッサージ指圧師の資格を取得しているが就労していない。

10) 世帯構成

両親と同居 住宅は父親の持ち家

父	66歳	年金生活	月額	25万円
母	69歳	同上	月額	6万円
本人	40歳	無職	月額	0円

11) 家計について

収入がないため、家族のサポートを受け父親の老齢年金で生活している。
市の重度障害者手当月額5,000円、県の難病手当月額3,000円受給中。

2 障害発生の時期とその後の生活状況

23歳の時、ふらつくためメニエル病ではないかと耳鼻科に行った、視力も見てもらったところ矯正で0.7あったが視野がかけていた。病院に行ったところ、「網膜色素変性症」と言われた。病名は初めて聞く病名で、身内に視覚障害の人はいなかったため、「青天の霹靂」という感じであった。思い返してみれば、中学校の時に大きな柱にぶつかったりしたことがあったが、誰とも比べられなかったので、「こういうものか」と思っていた。

高校卒業後、2年間はアルバイトをしていた。そのうち半年間は、県内の社会保険事務所で雑務のアルバイトをしていた。

昭和59年から62年4月までガス会社の事務の代行を仕事をしていた。今言うなら派遣社員であった。仕事内容は、料金の打ち込みと画面での確認が主であった。

昭和61年7月に網膜色素変性症と言われるまで、自身が障害者になるとは思わず、

年金が障害者に出るものだと言うことも知らず、年金自体が身近ではなかった。

昭和63年6月～平成2年10月まで、正社員として勤務。公務員を対象にした通信販売の事務と入力。会社倒産のため離職。昭和63年は会社側が厚生年金に加入していなかった。年が明け、昭和63年に社長が代わってから、厚生年金加入となった。（加入期間1年10ヶ月）正社員になってからは、初診時の病院には行っていない。

その後、平成3年に医療機器の会社に採用が決まったが、白内障が進み、目の状態が悪くなっていたため3日間で勤務を辞めた。その後、在宅となった。

初診時の病院のほかにも、いろいろな病院を受診した。網膜色素変性症という病気がよくわからず、このような病気は「私だけか」と思い悩んだ。平成4年2月にある病院で医師より「将来的には失明する確率があります」「あなたの目の場合なら手帳をもらった方がいいですよ」と言われ、治らないものと考え、平成4年3月に身体障害者手帳の申請をした。当時は、まだ視力があったので、遮光レンズの交付を受けた。

病院の検査技師より、国立身体障害者リハビリテーションセンターのことを聞き、早いうちに訓練を受けてはどうかとパンフレットをもらった。一人っ子なので、将来のことを考えた。進行性と聞いていたので生活訓練を受けようと思い入所を決心した。

平成4年10月より、生活訓練課程に入所し生活訓練を受け、その後電話交換の仕事をするため、国立職業リハビリテーションセンター電話交換科にて平成5年2月～平成5年8月まで訓練を受けた。平成6年3月から母親の体が弱く実家に戻った。平成8年4月から平成11年3月までは、電話交換科の講師の先生に依頼をされて、実家より通いながら国立職業リハビリテーションセンターにて嘱託で講師の仕事をした。平成11年4月から平成14年3月まで国立身体障害者リハビリテーションセンター理療教育課程にてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得のため訓練を受けた。

卒業後、あん摩マッサージ指圧師免許取得した。鍼灸師の資格取得ができなかったため、勉強をしていた。卒業後は仕事をしていない。父親の心臓の手術があり、両親の面倒を見ていた。技術を持っているので、仕事をしたい。自宅より通える範囲で仕事を探したいと考えている。

今年2月に都内のデイケア施設で治療をしていた人から、引き継がないかという誘いがあったが、自宅より距離があり通えずあきらめた。

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由について

年金受給については、平成12年8月に国立身体障害者リハビリテーションセンター病院ロービジョンクリニックのケースワーカーに相談をして、平成12年9月に、父親と一緒に社会保険事務所に行った。今の状態では、年数が足りない。65歳以上でないと支給にならないと言われた。

いくらでも払えたのに、今頃になってペナルティーのように感じている。

2) 障害発生時の年金保険料について

国民年金保険料は払っていなかった。

納めた期間は会社員で厚生年金をかけていた1年10ヶ月のみである。

年金加入をしなければならなかったが、その手続きをしていなかった。

手続きがわからなかった。両親に保険料の納入を依頼できなかった。知らなかった。

視力が徐々になくなり、仕事ができなかったが年金を申請するほどではなかった。年金を申請する程度に障害が重くなったが、その時には、かけている年数が少なかった。

3) 年金保険料を払っていたか。

発症時は20歳以上で、会社員（非常勤勤務）であったが、年金保険料をかけていなかった。20歳前については、今思うと中学校時代に自転車に乗っていて夜盲があったように思えるが、他の人との見え方と比較できることではないので、こんなものかなと思っていた。親類に同じような障害の人がいなかったのでわからなかった。

4) 現在年金保険料を払っているか。

現在、年金保険料は払っている（国民年金）。国立身体障害者リハビリテーションセンター入所中は、学生の免除の申請をしていた。卒業後は半額でかけている。

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

経済的なこと。今は父がいるので父の年金で生活をしているが、母も高齢であり、今の状態だと経済的なことで、自分の目の前のことが心配。

2) 本人からの要望

今でこそ、テレビ、ラジオで年金加入について放送されているが、働いている時には、年金についてよく知らなかった。両親も、よく知っていれば娘のために掛け金を払っていたはずと話をしている。

事例 2

1 プロフィール

- | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|---|------|
| 1) 性別・現在の年齢 | 男性 | ・ | 48歳 |
| 2) 障害の種類 | 視覚障害 | | |
| 3) 障害名 | 糖尿病性網膜症 | | |
| 疾病 | 糖尿病（インシュリン依存型） | | |
| 4) 初診日・年齢 | 平成4年2月 | | 35歳時 |
| 5) 障害発生日（初診日と異なる場合） | | | |
| | 平成5年6月 | | 36歳時 |
| 6) 身体障害者手帳取得日・年齢 | 平成7年9月19日交付 | | 38歳時 |
| 7) 手帳障害名・等級 | 視野障害10度以内で損失率95%以上で、視力1.0、左光覚弁 | | 2級 |
| 8) 障害発生から手帳取得までの期間 | 3年7ヶ月 | | |
| 9) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間 | 理療教育課程 平成8年3月25日～平成11年3月3日 | | |

10) 就労の状況

老健施設リハビリ科にて、時間給で仕事をしている。6時間/日、4回/週

11) 世帯構成

住宅 アパート 3DK 5.8万円家賃
本人 48歳 老健施設リハビリ科 10万円/月額
長男 21歳 植木職人
次男 17歳 高校生 児童福祉手当 5.4万円/4月
障害者手当 5.8万円/4月 生活保護費 1.1万円/月額

12) 家計について

老健施設リハビリ科マッサージ師時間給と生活保護費

2 障害発生の時期とその後の生活状況

高校卒業後、18歳より、父親の仕事であった金属加工の自営業の仕事をはじめた。その後、父親の仕事を受け継ぎ自立した。結婚後、27歳の時長男出生、翌年、生命保険に加入しようと自宅にて医師の診察を受けた。尿検査にて糖が出たため加入ができなかった。糖尿病についての知識が無く、痛くもかゆくもないため放置をしていた。30歳より個人営業の運送業をはじめた。その後は、飲食業などの自営をいくつか手がけた。

35歳の時平成4年2月に糖尿病から眼底出血を起こし視力障害となる。それまで、汗をかいたり、自営をしていた店で倒れたりして変だとは思っており、医者にかかろうと思っていた矢先であった。離婚。37歳で自営業は仕事ができず廃業。その後、糖尿病の治療と、目の手術のため入退院を繰り返していた。

平成7年11月～平成8年3月まで視覚障害者更生施設にて生活訓練を受け、その施設の職員の薦めにより平成8年4月より国立身体障害者リハビリテーションセンター理療教育課程に入所した。平成8年9月糖尿病の悪化による目の手術のため入院し、そのまま1年間休所する。平成9年4月より復所し平成11年3月卒業する。

現在は、時間給のマッサージの仕事をしながら、子供たちと一緒に生活をしている。生活保護を受給している。

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由について

糖尿病により視覚障害となり、仕事を廃業したため生活保護を受けようと思い福祉事務所に相談行ったところ障害年金に該当するのではないかとされた。また、大学病院のMSWにも相談をした。市役所の年金課の窓口でコンピューターにて確認してもらったが年金保険料を払っていないので対象にならないと言われた。申請書類の提出はしていない。

2) 障害発生時の年金保険料について

保険料を納めていなかった。はらっていなかった。必要を感じなかった。

年金加入しなければならなかったが、その手続をしていなかった。

自営業のため会社に勤めておらず、手続きがわからなかった。

3) 年金保険料を払っていたか。

父親の仕事であった金属加工の仕事を引き継ぎ自営業として働いていた。働き始めたとき年金のオレンジの手帳を見たことはあったが、年金をなぜ払わなければならないかわからず、年金がどういうものであるかの認識がなかった。自営業をいろいろと行い転居もしたが、健康保険料は払っていたが、年金保険料は妻に任せっきりでどのような通知が来ていたかよくわからない。現在は離婚をしており当時のことは確認しようがない。

4) 現在年金保険料を払っているか。

現在、年金保険料は払っていない。(生活保護のため)

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

高校生の次男が卒業をしたら、生活保護は打ち切りといわれている。それまでにきちんと常勤の仕事をしたい。

2) 本人からの要望

年金をかけていなかったために障害年金をもらっていない。そのために生活保護を受けることとなっていると感じている。罪悪感がある。年金をかけていなかったがために迷惑をかけている。

事例 3

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男性・48歳
2) 障害の種類 肢体不自由
3) 障害名 頸髄損傷 四肢不全麻痺
4) 初診日・年齢 平成4年11月25日 37歳時
5) 身体障害者手帳取得日 平成5年2月26日 38歳時
6) 手帳障害名・等級 外傷による両上肢機能障害 体幹機能障害
7) 障害発生から手帳取得までの期間 3ヶ月
8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
一般リハビリテーション課程 平成6年11月～平成8年1月
9) 就労の状況
建築設計事務所自営、宅建免許取得により、土地売買、アパート管理など。

10) 世帯構成

妻との二世帯、子供2人(長女24歳、次女21歳)はともに独立している。

本人	48歳	自営	年額	360万円
妻	46歳	パート	年額	70～80万円

11) 家計について

本人	自営	年額	360万円
	民間の年金	年額	60万円
妻	パート	年額	70～80万円

2 障害発生の時期とその後の生活状況

昭和45年3月に職業訓練校を卒業し、大工として就労していた。その後結婚し昭和53年には長男が誕生、昭和56年に次男も生まれ充実した日々を送っていた。その後、自分の工務店を起し独立した。自営を開始した当初は一人で住宅建築やリフォームの仕事をしてきたが昭和61年ころから人を雇って行うようになった。独立後、生命保険会社のひとから国民年金に加入していても老齢年金は2,3万円にしかならないと言われ、民間の年金保険に加入した。妻の父親が亡くなったとき、長い間国民年金を掛けていても残された妻の母親には何の保障もないことを聞いていたことも国民年金をやめた要因のひとつだと思う。その後、特に問題もなく仕事に励んでいたが、平成4年11月25日、37歳のとき、住宅建築中に3メートルほどの高所(2階ベランダ)から転落し入院となった。転落したときのことを覚えているが、そのときは大した怪我ではなく治るものと思っていた。病院には3月中旬まで約3ヶ月半入院した。誰に言われた訳でもないが1ヶ月ほど経ってから障害が残る元々の身体には戻らないと感じるようになっていた。障害が残るとわかったときはノイローゼ気味になったが、家族は暖かく接してくれ、カウンセラーが相談にのってくれたりした。入院して3ヶ月ほど経った2月下旬、病院のドクターから身体障害者認定の話しを聞き、早くしたほうが良いと勧められ手帳の申請を行った。同時期に妻が役場で障害年金の相談をした。担当者の話しでは未払い

期間が10年以内であれば未払い分を一括払いすることにより年金を受けることは可能だが、未払い期間が10年2ヶ月だったので年金は支給されないとのことだった。一方、民間の年金保険については国の障害年金では1級に相当する障害だが、自分が掛けていた民間の保険の基準では1級に該当しないとのことだった。この件については、その後、消費者センターに相談し、最終的に保険がおりることになった。年金保険の契約は終身保険だったので、生涯保障されるものと思っていたが、65歳で打ち切りになることがそのとき初めてわかった。しかも、加入していた保険会社が吸収合併により別会社となり、年金額は年額90万円から60万円程度に減額となった。受傷によって自営していた工務店は廃業した。

平成5年の3月、最初に入院した病院から国立身体障害者リハビリテーション病院に転院し、職業訓練の話を聞いて国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所した。建築業を自営していたので関連する国立職業リハビリテーションセンターインテリアデザイン科を受講、2級建築士の学科試験合格し、修了後自宅に戻り実技試験も合格した。修了後は自営に戻った。自営の再開当初はあまり仕事もなかったが、平成12年に宅地建物取引主任者の資格を取り、土地の売買やアパートの管理もするようになってからは生活も安定してきた。

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由について

未払い期間が10年以内であれば未払い分を一括払いすることにより年金を受けることは可能だが、未払い期間が10年2ヶ月だったので年金は支給されないとのことだった。

2) 障害発生時の年金保険料について

支払っていない。

3) 年金保険料を払っていたか

受傷する10年2ヶ月前までは支払っていた。

4) 現在年金保険料を払っているか

支払っている。

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

特になし。

2) 本人からの要望

年金をかけていなかったため仕方がないが、多少は国から援助があってもよいと思う。

障害者の住宅を手がけている。障害が重くなって再改造が必要な人に対する補助額を改善すること。

交通事故で障害者になった場合と自営するものが仕事上の事故で障害者となった場合では経済的な保障に差がある。改善してほしい。

事例 4

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男性 ・ 42歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名 四肢体幹機能障害
- 4) 初診日・年齢 昭和60年12月 25歳時
- 5) 身体障害者手帳取得日 昭和62年5月交付(5級) 27歳時
平成元年5月9日再交付(1級) 28歳時
- 6) 手帳障害名・等級 不随意運動、運動失調による体幹機能障害 1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 2年5ヶ月
- 8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
一般リハビリテーション課程 平成5年9月～平成6年11月
- 9) 就労の状況
就労していない。
- 10) 世帯構成
両親と同居 父親の持ち家
- | | | | | |
|----|-----|------|----|---------|
| 父 | 71歳 | 年金生活 | 年額 | 210万円 |
| 母 | 66歳 | 同上 | 年額 | 20～30万円 |
| 本人 | 42歳 | 無職 | 年額 | 収入なし |

11) 家計について

父母の年金のみ。家族のサポートにより生活している。家族がいなくなった後は就業して自立することを考えたいが、就職のあてはない。ハローワークで仕事を探すことも考えている。経済的に頼れる友人もないので、父母が亡くなったら家売り、その代金で生活し、底をついたら生活保護を考えている。

2 障害発生の時期とその後の生活状況

昭和56年4月、国立大学に入り将来は元々興味を持っていた水産関係の仕事につきたいと考えていた。

昭和60年、大学4年の12月、首にこりと痛みを感じるようになった。また、両親からは左を向いたままになっているとの指摘を受け、病院で受診した。そのときは就職が内定しており就職する時期までに治るかどうかが気にかかっていた。大学はなんとか卒業できたものの、症状は改善されず捻転ジストニアという診断名で昭和61年3月から6月まで入院となった。入院中には内定していた会社の人事担当者が見舞いにきてくださり、7月までに治ればよい、というように言われたが、結局治ることはなく、就職もできなかった。退院後も痛みは続き、昭和61年8月から再び入院生活を送り12月に転院するまでに手術を2回行った。転院後は63年1月まで1年2ヶ月間の入院が続いた。日常生活を送る上で特に支障はなかったが入院中のリハビリは効果がないということで投薬治療が中心だった。この間、昭和62年5月、病院のドクターから障害認定の紹介を受け5級の身体障害者手帳が交付された。その後も症状の悪化が続き、平成3年

ころには車椅子が必要となり、身体障害者手帳の等級は1級となった。このころ自分としては障害年金についてあまり関心をもっていなかったが、両親が市の国民年金係に相談をするなどしてくれていた。しかし相談はしたものの、初診時は学生であり年金を掛けていなかったことから年金はもらえなかった。

その後、職業安定所の職員から国立身体障害者リハビリテーションセンターのことを聞き、入所することとした。自動車免許があった方が良いとのことだったので、平成5年になって自動車教習所に通い、運転免許を取得した。

平成5年9月、国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所し、職業リハビリテーションセンターで情報処理の訓練を受講した。地元での就職を目指して就職相談会にもいってみたが、就職することはできなかった。

国立身体障害者リハビリテーションセンター修了後も引き続き就職活動をつづけてきたが、雇用してくれる会社はなく、現在に至っている。

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由について

平成3年に申請したが、国民年金に加入していなかったため受給できなかった。

2) 障害発生時の年金保険料について

払っていなかった。

3) 年金保険料を払っていたか

大学生であり保険料は支払っていなかった。学生であり、昭和60年当時年金の知識を持っている人は少ないと思う。

4) 現在年金保険料を払っているか

免除申請をしておらず払っていない。平成14年度までは全額免除だったが、今年度からは半額免除ということだった。

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

経済、健康、医療介護サービス面を含め先行きに不安をもっている。

2) 本人からの要望

国に対しては、基礎年金を出すこと。

自治体に対しては、障害者雇用の年齢規制(現在27歳)を弾力的に運用すること。

福祉手当を増額すること。

住宅改造の補助金制度を継続すること。

事例 5

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男 ・ 38歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名 頸髄損傷による不全四肢麻痺
- 4) 初診日・年齢 平成11年3月7日 34歳時
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 平成11年8月4日交付 34歳時
- 6) 手帳障害名・等級
頸髄損傷による四肢体幹機能障害、神経因性膀胱直腸機能障害 1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 5ヶ月
- 8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
一般リハ課程 平成13年1月29日～平成14年6月16日
- 9) 就労の状況
修了後就職したがすぐに退職、現在は就労していない。

1 0) 世帯構成

現在、単身生活。母親は九州の実家で生活、父親は平成7年に病死。

1 1) 家計について

収入がないため、現在は蓄えを切り崩しながら生活している。幸い、家が持ち家(マンション)であるため、月額6万程度の支出に抑え、何とか生活している。手当ても一切もらっていない。市役所は何も教えてくれなかった。

2 障害発生の時期とその後の生活状況

受傷した当時、バイク便で働いていた。と言っても個人契約の自営業のようなものであり社会保険等には加入していなかった。大学卒業してからずいぶん経っていたが就職もせず、フリーターとして生計をたてつつ、余暇を利用しては、夏はダイビング、冬はスキーと楽しんでいた時の事故であった。

平成11年3月7日、友人と福島県のスキー場に遊びに行き、スキー滑走中に崖から転落し受傷、すぐに大学病院救急センターに搬送され、そのまま入院となる。その後、病院に出入りしている補装具業者から、国立身体障害者リハビリテーションセンターの存在を聞かされ平成11年10月に転院、国立職業リハビリテーションセンターで職業訓練を希望するに至った。しかし、すぐには国立身体障害者リハビリテーションセンターには入所できず、入所までの間を利用して、実家に近い国立別府重度障害者センターで訓練を継続して、ようやく平成13年1月に国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所、国立職業リハビリテーションセンターでは目標としていた情報処理の職業訓練を受けることができた。そして、約1年あまりの訓練と就職活動を通して、コンピューター関連の会社に就職、在宅勤務としてスタートするものの、会社が必要とする技術レベルが高すぎて2ヶ月程度で退職する。その後は求職もせず、家庭生活を送っている。

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由について

保険料を全く納めていなかった。

2) 障害発生時の年金保険料について

余暇を利用してダイビングやスキー、海外旅行に行く金があったものの、受傷当時社会保険料を納めていなかった。また、将来的に年金制度も危ないなどと、マスコミなどから聞かせており、それもひとつの要因かもしれない。いずれにせよ、生活の中で保険料の納入は他の支出に比べ優先順位が低かったと思われる。

3) 年金保険料を払っていたか。

払っていない。

4) 現在年金保険料を払っているか。

払っていない。

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

全くないかと言えようそになる。将来の経済的な問題もあるが、もともと楽天的な性格なので、あまりくよくよと考えないようにしている。

2) 本人からの要望

労働福祉事業団をはじめ、各種社会保険料で運営されている法人を何とかしてほしい。保険料が適正に運用されるよう改善を望んでいる。

事例 6

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男 ・ 32歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名 頸髄損傷による不全四肢麻痺
- 4) 初診日・年齢 平成6年2月24日 22歳時
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 平成6年6月23日交付 22歳時
- 6) 手帳障害名・等級
頸髄損傷による四肢体幹機能障害、神経因性膀胱直腸機能障害 1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 4ヶ月
- 8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
一般リハ課程 平成7年9月19日～平成8年11月24日
- 9) 就労の状況
修了後就職した会社に現在も働いている。

1.0) 世帯構成

父	59歳	自営業	同居
母	58歳	無職	同居
姉	33歳	ピアノ教師	同居
本人	32歳	会社員	年収約500万円

1.1) 家計について

就職してから約8年、年収にすると約500万円弱程度である。毎月決まった金額(5～6万)を家に収め、トータル13万程度で生活している。

2 障害発生の時期とその後の生活状況

大学の卒業と就職を控えた平成6年の2月、オーストラリアのケアンズに旅行。ケアンズで水深40cmのプールにプールサイドから飛び込み受傷した。受傷後、現地の脊髄損傷専門のへ入院、手術、治療を行う。同年5月に帰国、千葉リハビリテーションセンターへ転院し、ADL自立に向けた訓練を行う。引き続き、9月には国立療養所箱根病院に転院、リハビリテーションを継続する。

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、母親の友人が千葉県内の市役所で公務員として働いている国立身体障害者リハビリテーションセンター修了生のことを聞き、情報提供してくれたことにより知ることになった。ADLも自立したため、就職を目的に平成7年9月19日に国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所し、国立職業リハビリテーションセンターでは情報処理の職業訓練を受けることになった。そして、約1年あまりの訓練と就職活動を通して、自宅より通勤可能な会社に就職、現在に至っている。

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由について

申請したが、保険料が未納であったため対象外であった。

2) 障害発生時の年金保険料について

20歳になったら保険料を支払う必要があることは知っていた。しかし、22歳になれば就職もするし、厚生年金にも加入するので2年ぐらい保険料を支払わなくても大丈夫だと思っていた。保険料の免除の方法は知らなかった。

3) 年金保険料を払っていたか。

払っていない。

4) 現在年金保険料を払っているか。

厚生年金に加入している。

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

今のところはあまりない。しかし、会社勤めをこのまま続けるか、また続けられるかはわからない。一方で将来のことをあれこれ考えることもあり、無年金であることは不安である。

2) 本人からの要望

無年金者を是非なくしてほしい。

事例 7

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 女性・31歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名 心内膜炎による心臓機能障害、脳梗塞による右片麻痺
- 4) 初診日・年齢 平成7年12月17日 23歳
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 平成8年7月15日 24歳
- 6) 手帳障害名・等級
心内膜炎による心臓機能障害（身辺活動困難） 1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 7ヶ月
- 8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
一般リハビリテーション課程 平成10年2月3日～平成12年4月30日
- 9) 就労の状況
センター修了後、就職活動を継続した結果、車の損保会社に就職する。
- 10) 世帯構成 父、兄と同居で住居は実家
父 61歳 会社員 月額約40万円
兄 34歳 会社員 月額約30万円
本人 31歳 会社員 月額約15万円

11) 家計について

本人は収入はあるが、父親の収入で生計は維持している。自分の収入は将来に備え蓄えている。

市からの特別障害者手当を受給している。年額約12万円程度。

2 障害発生の時期とその後の生活状況

地元市内の小学校、中学校を卒業し、高校へ進学するも母親を高校2年の時病気で亡くした。母親の死去もきっかけになり一生懸命頑張らねばと思い勉強した。高校卒業後、デザイナーを目指し短大の服飾科に進学した。短大卒業後、服飾の専門学校に通い腕を磨き、平成6年5月にファッション関係の会社に就職するも平成7年10月に退職した。

退職後まもなく微熱が約1ヶ月間続き、市内の病院を受診した。検査や通院しながら様子を見ていたが、熱の原因はわからなかった。一旦、熱は治まったが、平成7年12月16日（当時23歳）、友人宅に外泊に行った際、17日早朝、また発熱と右半身が動かなくなり、近隣市の病院に緊急入院となった。心エコーにて僧帽弁の逆流を認め、血液培養にて感染性心内膜炎による僧帽弁閉鎖不全を起こし、脳梗塞を発症した。保存的治療により症状は安定し、平成8年2月7日に体外循環下に僧帽弁置換術を施行した。術後感染の再発もなく全身状態改善し、3月29日退院した。以後は、外来にて経過を観察治療。また、4月から家事手伝いをしながら市内の病院で週1回のリハビリ（発語訓練）を約1年行った。

リハビリを行っているときに病院の職員から国立身体障害者リハビリテーションセンターのことを聞き、就職したいと思っていたので希望した。当初は、これまで勉強して

きた縫製を生かし訓練を希望したが、もともと右利きであったが右片麻痺となり利き手交換を余儀なくされたこともあり、片手で縫製やミシンの操作はかなり厳しく就職は困難であった。

しかし、就職に対する意欲は高く、がんばりやでもあったため、訓練内容を事務系に変更し、国立職業リハビリテーションセンター入所を目標に訓練を行った。結果、平成11年3月25日から国立職業リハビリテーションセンターオフィスビジネス科OA事務科にて1年間の職業訓練を開始した。本人は地元での就職を希望した。訓練開始から半年後に就職相談会等に参加するが、不調に終わってしまった。平成12年3月24日で職業訓練が終了し、その後も就職活動を継続したがセンター修了までに就職することはできなかった。

国立身体障害者リハビリテーションセンターを平成12年4月30日付で修了し自宅に戻った。家庭復帰後も地元の職業安定所や国立職業リハビリテーションセンターと連絡を取りながら就職活動を継続し、自動車の損害保険会社に就職し、現在に至っている

3 年金申請について

1) 年金受給できなかった理由

専門学校卒業後、約1年ほど働いていたが保険料を払っていなかったため、年金の申請もしなかった。保険料を払っていなかったのもらえると思わなかった。

2) 障害発生時の年金保険料

発症当時は20歳以上で、退職して約1ヶ月後に発症したため保険に加入していなかった。

3) 年金保険料を払っていたか。

会社を退職後は、国民年金保険料は払っていなかった。

4) 現在年金保険料を払っているか。

現在は就職しており厚生年金を払っている。

4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

現在は経済的にも健康状態も安定しており不安は今のところないが、この先、「父親と兄がいなくなったら」「健康状態が悪化したら」とか、ふと考えてしまうことがあり、将来に対する不安はある。

2) 本人からの要望

今は自分も就職しており経済的に安定はしているが、この情勢であり、いつリストラされるかわからない。仮にリストラされてもしばらくは蓄えで生活できるが、長い目で見た場合、無年金障害者として何らかの保障があればありがたい。

事例 8

1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男性・34歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名
頸髄損傷（C5以下不全、C7以下完全麻痺）による四肢体幹機能障害、
神経因性膀胱直腸機能障害
- 4) 初診日・年齢 平成4年5月28日 22歳
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 平成4年10月9日 23歳
- 6) 手帳障害名・等級
骨折脊髄損傷による両上肢機能の著しい障害、両下肢機能の全廃・1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 約5ヶ月
- 8) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間
一般リハビリテーション課程 平成11年2月1日～平成12年4月30日
- 9) 就労の状況 家庭復帰
- 10) 世帯構成 父と母との3人世帯。住居は持ち家で実家

父	68歳	同居・年金生活	月額約13万円
母	65歳	同居・年金生活	月額約13万円
姉	38歳	既婚・別居	
本人	34歳	収入なし	

11) 家計

全く収入がない。両親の年金で生活している。食事と住居は両親に面倒見てもらっているが、収入は市から支給される特別障害者手当（年額約28万円）のみであり、親からの援助はない。

2 障害発生の時期とその後の生活状況

両親、姉と本人の4人暮らし。とにかく、運動が好きで小学、中学、高校時代は柔道部に所属し全国大会に出場するなど、部活に力を入れていた。両親、姉とも教師であり、その影響を受けてか本人も将来は体育教師を目指し、千葉にある大学に進学した。大学で保健体育科教員免許を取得し、地元に戻り高校の保健体育科の臨時教員として、平成4年4月に就職した。同年5月28日午後11時頃友人と酒をのみ250ccのバイクで帰宅途中に、カーブを曲がりきれず転倒し受傷した。

5歳の時、頭部を24針縫う大けがをして入院し、家族に心配をかけた。その時から自分では家族に心配をかけないようにと思っていたのに、また大変な心配をかけてしまった。まず、そんな自分に腹が立って仕方なかった。加えて、今までの身体機能とは別人のようになってしまいとても落ち込みました。しかし、病院職員や施設職員に励まされがんばってきた。

受傷時の状況は、飲酒と頭部打撲により覚えていない。意識消失、瞳孔散大、不同を認め呼吸状態が不安定であったため地元病院に入院。C⑤粉碎骨折、急性硬膜下血腫に